

## 二宮町議会における情報通信機器の使用基準

### 1 目的

この基準は、二宮町議会における情報通信機器の使用についての紀律を設けることにより、会議内容の充実及び円滑な進行を図ることを目的とする。

### 2 定義

- (1)「会議」とは、本会議、委員会など、二宮町議会が行う全ての会議をいう。
- (2)「情報通信機器」とは、パーソナルコンピュータ、タブレット端末、スマートフォン及び携帯電話とする。

### 3 情報通信機器の使用に当たっての禁止事項

- (1) 会議の運営に支障をきたすような、音声や操作音などを発すること。
- (2) 当該会議の目的以外に使用すること。
- (3) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）及び掲示板などへの投稿並びにメール送信などで審議・審査の会議中に情報を外部に発信すること。

### 4 違反行為に対する措置

議長又は委員会の長は、前項の規定に違反する行為をし、又はしようとする者に対しては、注意をするものとする。ただし、当該の会議において違反の行為があらためられない場合には、情報通信機器の使用の停止を命ずる。

### 5 適用範囲

この基準は、会議に出席する町議会議員について適用する。  
ただし、議長が認める場合に限り、他の出席者も適用する。

### 6 その他

この基準の改正については、議会運営委員会において行うものとする。

### 7 施行年月日

平成 28 年 8 月 1 日